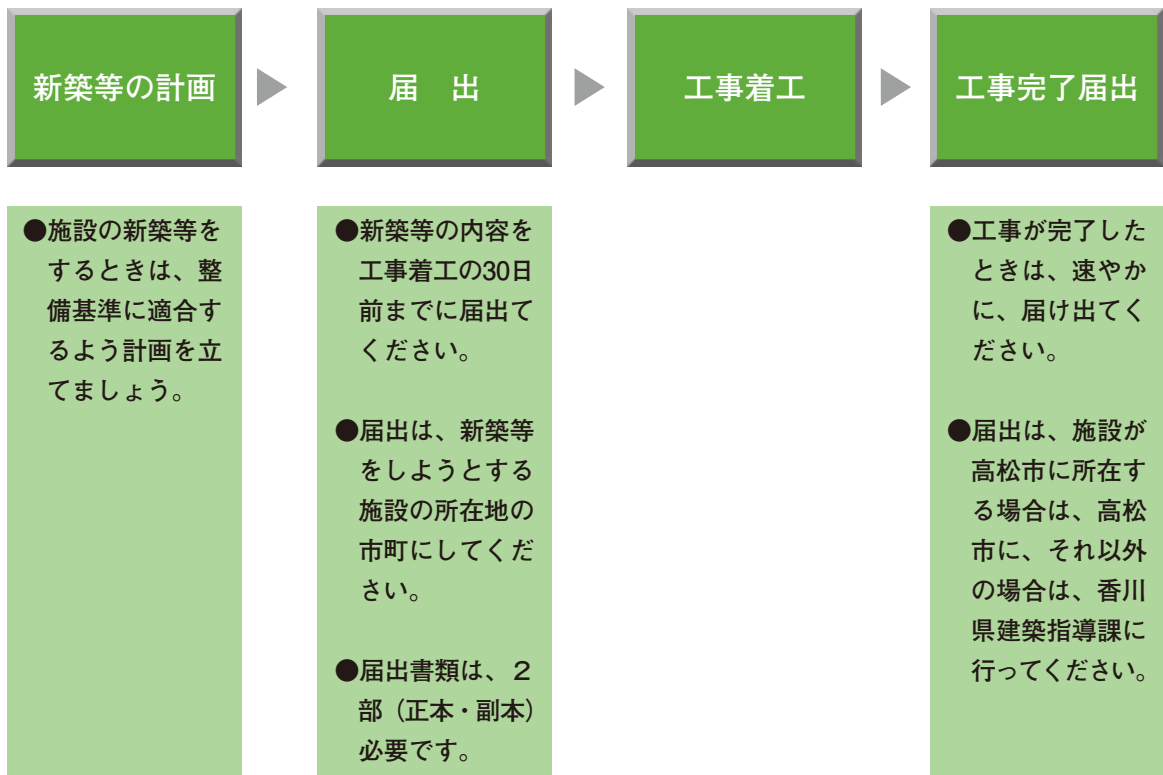


建築物又は公共交通機関の施設の**新築等**に係る届出事務の流れ

- 1 特定施設の**新築等**に際しては、工事着工の30日前までに、その内容を知事に届け出ることが必要であり、そのうち**建築物又は公共交通機関の施設の**新築等****に係る届出手続きは、次のようになっています。



- 2 道路、公園及び建築物以外の路外駐車場の**新設**や**改築**に際しても、工事着工の30日前までに、知事にその内容を届け出ることが必要であり、窓口は次のとおりです。なお、国等については、届出に代えて、通知を行うことになっています。

